

働き方改革関連法の施行に伴い、次の3点にご留意ください (2019年4月1日～)

1. 時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。
2. 年5日の年次有給休暇の確実な取得が義務付けられました。
3. 高度プロフェSSIONAL制度の適用が予定される求人については、労働条件としてその旨明示してください。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部が、**2019年4月1日**から施行されます。特に、職業紹介事業者、募集情報等提供事業者の皆さまに、ご留意いただきたい点をお知らせします。

## 1. 時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。

(中小企業は2020年4月1日～)

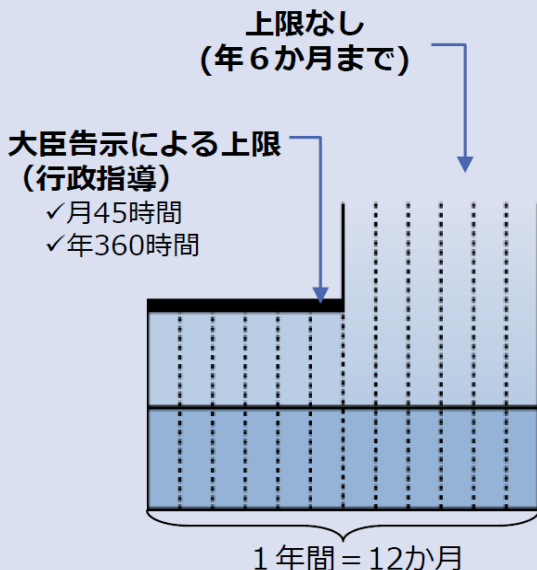
- ① 時間外労働の上限は月45時間、年360時間とされ、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。
- ② 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合であっても (特別条項/年6か月まで)、以下を守らなくてはなりません。
  - ▶ 年720時間以内
  - ▶ 複数月平均80時間以内 (休日労働を含む。)
  - ▶ 月100時間未満 (休日労働を含む。)

求人の申込みや募集情報の掲載内容について、時間外労働が上限を超えていないか確認してください。

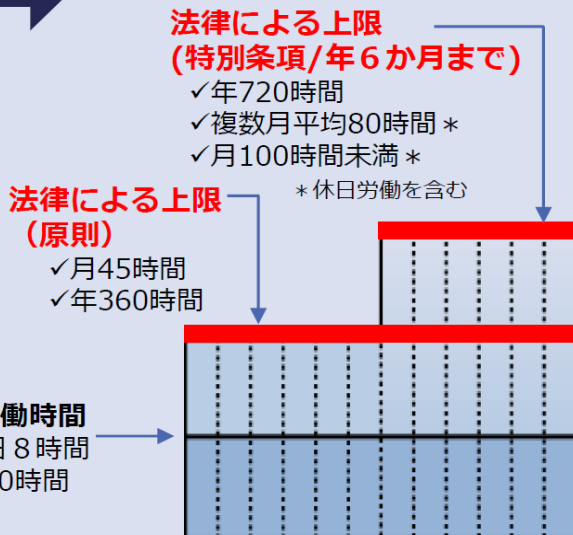
- ・ 月45時間、年360時間を超える時間数が求人票などに記載されている場合は、法令に違反するおそれがあります。求人者に対して労使協定の提出を求めることなどにより、当該求人の内容を確認してください。
- ・ 求人の内容が法令に違反する場合は、当該求人の申込みや募集情報の内容を変更するよう依頼主に要請するなど適切な対応を行うことが重要です。

上限規制のイメージ

(改正前)



(改正後)



## 2. 年5日の年次有給休暇の確実な取得が義務付けられます。

- ① 全ての企業において、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となりました。
- ② 労働者ごとに、年次休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日、取得時季を指定しなければなりません。  
(注1) 対象労働者には、管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。  
(注2) 年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。
- ③ 求人企業、労働者の募集を行う企業に対する周知にご協力ください。

## 3. 高度プロフェッショナル制度の適用が予定される求人については、労働条件としてその旨明示してください。

- ① 求職者が高度プロフェッショナル制度の適用について同意した場合に、高度プロフェッショナル制度の適用がなされる時は、労働条件としてその旨を明示しなければなりません。

### 【記載例】

高度プロフェッショナル制度の適用に同意した場合には、同制度従事者の裁量により勤務時間帯や時間配分を決定することとなります。また、労働基準法の労働時間、休憩時間、休日および深夜の割増賃金の規定は適用されません。

同意した場合に高度プロフェッショナル制度が適用されることを記載

※ 同意しなかった場合、採用後に同意を撤回した場合は以下の条件となります。

就業時間：○時～○時、休憩時間：○時～○時、休日：土日・祝日、  
時間外労働：あり（月平均○時間）

同意しなかった場合、採用後に同意を撤回した場合の労働条件を記載

### 注意事項

- ・ 求人の申込みや募集情報について、労働基準監督署に届出がなされた決議の提出を求めるとして、業務内容などが労働基準法などで定められた要件をみたすことを確認してください。
- ・ 求人の申込みや募集の際に明示した場合であっても、実際に制度を適用する場合には、労働基準法の定めるところにより本人の同意を得る必要があります。
- ・ 制度の適用について同意をしなかったこと又は同意を撤回したことを理由に労働者の不利益となる取扱いをしてはならないとされていることに留意してください。

<制度の詳細については、リーフレットでご確認ください>

- 「時間外労働の上限規制」について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>
- 「年5日の年次有給休暇の確実な取得」について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000463186.pdf>
- 「高度プロフェッショナル制度」について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000497408.pdf>

## ご不明な点は、お問い合わせください。

- 時間外労働の上限規制や年次有給休暇などについて ⇒ お近くの労働基準監督署へ
- 高度プロフェッショナル制度について ⇒ 都道府県労働局の高度プロフェッショナル制度に関する専用相談窓口へ
- 求人票や募集要項の記載方法について ⇒ 都道府県労働局の需給調整事業担当課室へ